（準用）

第五十二条　第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号ロを除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	第七条第五項第三号	第二十七条第五項第三号
	第十条第二項	第三十条第二項
第四条	第七条第五項第八号	第二十七条第五項第七号
第八条の三第一項	第十一条第一項	第三十一条において準用する法第十一条第一項
第八条の三第一項第二号	給水区域	給水対象
第八条の三第三項第一号	給水区域	給水対象
第八条の三第三項第五号	給水区域、給水人口	給水対象
第八条の三第三項第六号	給水人口及び給水量	給水量
第八条の四	第十一条第一項	第三十一条において準用する法第十一条第一項
第十条第一項	第十三条第一項	第三十一条において準用する法第十三条第一項
第十一条	第十三条第一項	第三十一条において準用する法第十三条第一項
	水道施設（給水装置を含む。）	水道施設
第十五条第一項	第二十条第一項	第三十一条において準用する法第二十条第一項
第十五条第一項第二号	給水栓	当該水道用水供給事業者が水道用水を水道事業者に供給する場所
第十五条第七項第五号	第二十条第三項	第三十一条において準用する法第二十条第三項
第十五条第八項	第二十条第三項ただし書	第三十一条において準用する法第二十条第三項ただし書
第十五条の二	第二十条の二	第三十一条において準用する法第二十条の二
第十五条の二第三号	第二十条の三各号	第三十一条において準用する法第二十条の三各号

（準用）

第五十二条　第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設（給水装置を含む。）」とあるのは「水道施設」と、第十五条第一項第二号中「給水栓」とあるのは「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」と、第十五条の二中「法第二十条の二」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の二」と、同条第三号中「法第二十条の三各号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の三各号」と、同条第四号中「法第二十条の四第一項第一号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第一号」と、同号ロ(1)中「前条第一項第一号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第一項第一号」と、同条第五号中「法第二十条の四第一項第二号」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第二号」と、同条第六号中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第二十条の四第一項第三号イ」と、同条第七号中「法第二十条の四第一項第三号ロ」と、「第十五条の四第六号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第六号」と、「同条第七号イからルまで」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号イからルまで」と、同条第九号ロ中「法第二十条の四第一項第三号イ」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の四第一項第三号イ」と、「第十五条の四第三号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第三号」と、同号ハ中「第十五条の四第四号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第四号」と、第十五条の三中「法第二十条の五第一項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の五第一項」と、同条第一号中「前条各号」とあるのは「第五十二条において準用する前条各号」と、「同条第七号」とあるのは「第五十二条において準用する前条第七号」と、第十五条の四中「法第二十条の六第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の六第二項」と、同条第四号ハ中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、第十五条の五第一項中「法第二十条の七」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の七」と、同条第二項中「第十五条の二第八号」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の二第八号」と、第十五条の六第一項中「法第二十条の八第二項」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第二項」と、同項第八号中「法第二十条の十第二項第二号及び第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第二号及び第四号」と、同条第二項中「法第二十条の八第一項前段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項前段」と、同条第三項中「法第二十条の八第一項後段」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の八第一項後段」と、第十五条の七中「法第二十条の九」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の九」と、第十五条の八中「法第二十条の十第二項第三号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第三号」と、第十五条の九中「法第二十条の十第二項第四号」とあるのは「法第三十一条において読み替えて準用する法第二十条の十第二項第四号」と、第十五条の十第二項中「法第二十条の十四」とあるのは「法第三十一条において準用する法第二十条の十四」と、同項第九号中「第十五条の四第四号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ハ」と、同項第十号中「第十五条の四第七号ハ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ニ」と、同項第十一号中「第十五条の四第七号ニ」とあるのは「第五十二条において準用する第十五条の四第七号ニ」とそれぞれ読み替えるものとする。